

平成26年9月

議案説明資料

王寺町

報第7号 議会の委任による専決処分事項の報告について
(王寺小学校非構造部材耐震化工事請負契約の変更について)

1 趣旨

平成26年3月10日に議会の議決を経た「王寺小学校非構造部材耐震化工事」の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

2 工事名

王寺小学校非構造部材耐震化工事

3 契約の相手方

奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1
村本建設株式会社 奈良本店
取締役常務執行役員本店長 市 岡 武

4 契約金額

変更前 49,572,000円 (うち消費税額 3,672,000円)
変更後 50,396,040円 (うち消費税額 3,733,040円)
増額金額 824,040円 (うち消費税額 61,040円)

5 経過

本工事の施工については、平成26年2月17日に指名競争入札を行い、落札決定者と3月10日に工事の請負契約を締結している。

その後、施工中のガラス飛散防止工事で、空調設備(エアコン)のある部屋については、遮熱効果のあるガラス飛散防止フィルムを貼ることが、冷房効率の向上が期待できると判断し、工事費用を増額する変更契約を平成26年8月11日に締結したもの

6 専決処分年月日 平成26年8月4日

今後エアコン設置は行わないか?

議第39号 王寺町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意について

1 趣旨

固定資産評価審査委員会委員3人のうち1人の委員の任期（3年）が、9月23日で満了となるため、委員の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

2 選任予定者

氏名 : 大西 勉
住所 : 王寺町久度3丁目16番15号
生年月日 : 昭和22年2月10日
任期 : 平成26年9月24日から平成29年9月23日まで
その他 : 再任

3 根拠法令

地方税法（昭和25年法律第266号）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条（略）

2（略）

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～9（略）

議第40号 王寺町教育委員会の委員の任命同意について

1 趣旨

教育委員会の委員5人のうち1人の委員の任期(4年)が、平成26年9月30日で任期満了となるため、委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求めもの

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正における経過措置について]

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)」が、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行される。
- この改正法により教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)が置かれ、新教育長は、町長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行うこととなり、その任期は、3年となる。

ただし、その経過措置により、施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長においては、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

2 任命予定者

氏名 : 和田晴夫
住所 : 奈良市中山町西3丁目535番地の121
生年月日 : 昭和27年12月18日
任期 : 平成26年10月1日から平成30年9月30日まで
その他 : 再任

和田晴夫
代表
学知部

3 根拠法令

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 （略）

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)

附則第2条

（旧教育長に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2・3 （略）

議第41号 人権擁護委員の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員6人のうち1人の委員の任期(3年)が、平成26年12月31日で任期満了となるため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により推薦するため、議会の意見を求めるもの

2 任命予定者

氏名 : 古田 英 機
住所 : 王寺町本町2丁目13番5号
生年月日 : 昭和18年1月2日
任期 : 平成27年1月1日から平成29年12月31日まで
その他 : 再任

3 根拠法令

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 (略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

議第42号 王寺町功労者表彰の同意について

1 趣旨

王寺町表彰条例（昭和43年12月王寺町条例第20号）第2条の規定に基づき、下記の者を功労者として表彰するため、同条例第4条の規定により、議会の同意を求めもの

有馬康弘	………	消防団員歴を事由とする。
梶谷徹雄	………	自治会長歴を事由とする。
三村征史	………	議会議員歴を事由とする。

2 根拠法令

王寺町表彰条例（昭和43年12月王寺町条例第20号）

（功労者表彰）

第2条 功労者表彰は、次の各号の一に該当する者で、その功績がすぐれたものに対し、記念品を贈り表彰する。

- (1) 地方自治の振興発展に貢献した者
- (2) 社会福祉の増進に貢献した者
- (3) 教育、文化及び体育の向上に貢献した者
- (4) 産業の振興発展に貢献した者

2 (略)

（決定）

第4条 被表彰者は、町長が議会の同意を得て決定する。

議第43号

平成25年度王寺町一般会計歳入歳出
決算の認定について

一般会計決算概要

平成25年度決算については、歳入決算額が70億7,791万7千円、歳出決算額が67億9,441万6千円となり、差引額は2億8,350万1千円です。

ここから平成26年度へ繰越すべき財源 3,066万2千円を差し引いた実質収支額は 2億5,283万9千円です。

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	前年度比(%)
歳入総額	7,077,917	7,223,641	△ 145,724	98.0
歳出総額	6,794,416	7,116,907	△ 322,491	95.5
歳入歳出差引額	283,501	106,734	176,767	265.6
翌年度へ繰越すべき財源	30,662	305	30,357	10,053.1
実質収支額	252,839	106,429	146,410	237.6

407

一 一般会計歳入決算前年度との比較

平成25年度一般会計歳入 70億7,791万7千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの		
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)	
町 税	3,015,370	42.6	2,937,819	40.7	77,551	個人町民税 法人町民税 固定資産税	1,360,256 250,790 1,061,121	(1,347,172) (195,594) (1,066,036)
地方譲与税	51,949	0.7	54,665	0.8	△ 2,716	自動車重量税	36,078	(38,408)
利子割交付金	12,547	0.2	12,731	0.2	△ 184	同 左		
配当割交付金	26,040	0.4	14,577	0.2	11,463	同 左		
株式等譲渡所得割交付金	42,545	0.6	3,530	0.0	39,015	同 左		
地方消費税交付金	182,468	2.6	184,037	2.5	△ 1,569	同 左		
自動車取得税交付金	15,520	0.2	17,771	0.2	△ 2,251	同 左		
地方特例交付金	15,825	0.2	12,755	0.2	3,070	同 左		
地方交付税	1,830,498	25.9	1,840,174	25.5	△ 9,676	普通交付税 特別交付税	1,496,590 333,908	(1,536,621) (303,553)
交通安全対策特別交付金	3,427	0.0	3,679	0.1	△ 252	同 左		
分担金及び負担金	124,252	1.8	111,994	1.6	12,258	児童福祉費負担金	124,097	(111,995)
使用料及び手数料	321,178	4.5	332,426	4.6	△ 11,248	駐車場使用料 住宅使用料	162,217 77,336	(170,328) (78,492)

科 目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額 (前年度)	
国庫支出金	494,690	7.0	472,496	6.5	22,194	児童福祉費負担金 保育所運営費負担金 障害者自立支援給付費負担金 社会資本整備総合交付金	249,989 (255,193) 86,614 (73,424) 99,608 (95,529) 15,916 (5,550)
県支出金	430,674	6.1	407,648	5.6	23,026	児童福祉費負担金 保育所運営費負担金 保険基金安定負担金 障害者自立支援給付費負担金	53,033 (52,043) 43,307 (36,712) 58,303 (58,977) 49,729 (48,007)
財産収入	36,588	0.5	30,465	0.4	6,123	利子及び配当金 不動産売却収入	16,444 (19,603) 15,149 (5,739)
寄附金	12,265	0.2	1,200	0.0	11,065	一般寄附金	12,265 (1,200)
繰入金	4,388	0.1	302,182	4.2	△ 297,794	基金繰入金	4,388 (300,874)
繰越金	106,734	1.5	98,277	1.4	8,457	同 左	
諸収入	152,359	2.1	57,515	0.8	94,844	雑入 法人保留床取得資金貸付元金収入	123,352 (55,210) 24,143 (0)
町債	198,600	2.8	327,700	4.5	△ 129,100	臨時財政対策債	195,100 (327,700)
合 計	7,077,917	100.0	7,223,641	100.0	△ 145,724		

一般会計歳出決算前年度との比較

平成25年度一般会計歳出 67億9,441万6千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額 (前年度)	
議							
会							
務							
費	116,349	1.7	118,238	1.7	△ 1,889	町議会議費	92,085 (95,222)
費	1,021,614	15.0	797,689	11.2	223,925	一般管理費	216,430 (186,916)
						人事管理費	91,941 (70,396)
						財産管理費	62,889 (58,551)
						財政調整基金費	291,438 (43,134)
						自転車駐車場費	57,178 (53,912)
民							
生							
費	2,020,297	29.7	1,946,881	27.4	73,416	社会福祉総務費	536,107 (528,838)
						心身障害者福祉費	312,407 (302,936)
						老人福祉費	285,840 (271,880)
						児童振興費	744,095 (708,173)
衛							
生							
費	660,955	9.7	877,069	12.3	△ 216,114	予防費	60,778 (70,160)
						環境衛生費	117,363 (115,453)
						健康づくり推進費	69,041 (59,759)
						清掃総務費	130,370 (189,604)
						塵芥処理費	99,532 (91,634)
						し尿処理費	137,501 (297,788)

科 目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額 (前年度)	
						25年度	24年度
農 林 商 工 費	70,599	1.1	73,414	1.0	△ 2,815	商工業振興費 緊急雇用創出事業費	29,048 (14,958) 23,225 (39,573)
土 木 費	653,384	9.6	568,283	8.0	85,101	施設管理費 道路維持費 公共下水道事業費	53,263 (40,450) 63,811 (17,234) 425,375 (420,992)
消 防 費	271,990	4.0	276,266	3.9	△ 4,276	消防施設費	247,573 (254,369)
教 育 費	832,745	12.3	814,601	11.4	18,144	事務局費 幼稚園管理費 学校管理費(小学校) 学校管理費(中学校) 社会教育総務費 やわらぎ会館費 地域交流センター費	125,854 (122,686) 139,123 (134,287) 65,540 (47,271) 64,996 (51,872) 70,554 (62,781) 48,851 (55,383) 74,083 (79,933)
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0.0	0		
公 債 費	1,146,483	16.9	1,642,495	23.1	△ 496,012	元金 利子	1,041,019 (1,509,498) 105,464 (132,997)
諸 支 出 金	0	0.0	1,971	0.0	△ 1,971		
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0		
合 計	6,794,416	100.0	7,116,907	100.0	△ 322,491		

議第 4 4 号

平成 2 5 年度王寺町国民健康保険特別
会計歳入歳出決算の認定について

国民健康保険特別会計決算概要

平成25年度決算については、歳入決算額が23億2,577万1千円、歳出決算額が23億930万9千円となり、差引額は、1,646万2千円で、実質収支額も同額となっております。

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	前年度比(%)
歳入総額	2,325,771	2,342,782	△ 17,011	99.3
歳出総額	2,309,309	2,335,682	△ 26,373	98.9
歳入歳出差引額	16,462	7,100	9,362	231.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	16,462	7,100	9,362	231.9

国民健康保険特別会計歳入決算前年度との比較

平成25年度国民健康保険特別会計歳入 23億2,577万1千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの		
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)	
国民健康保険税	538,742	23.2	537,439	22.9	1,303	一般被保険者国民健康保険税 退職被保険者等国民健康保険税	487,537 51,205	(480,745) (56,694)
使用料及び手数料	114	0.0	102	0.0	12	手数料	114	(102)
国庫支出金	444,597	19.1	425,144	18.2	19,453	療養給付費等負担金 高額医療費共同事業負担金 財政調整交付金	342,170 11,652 88,189	(335,038) (9,601) (77,889)
療養給付費交付金	151,562	6.5	181,085	7.7	△ 29,523	同 左	151,562	(181,085)
前期高齢者交付金	693,480	29.8	712,292	30.4	△ 18,812	同 左	693,480	(712,292)
県支出金	111,527	4.8	109,071	4.7	2,456	高額医療費共同事業負担金 財政調整交付金	11,652 97,289	(9,600) (96,885)
共同事業交付金	201,763	8.7	206,795	8.8	△ 5,032	高額医療費共同事業交付金 保険財政共同安定化事業交付金	40,371 161,392	(34,618) (172,177)
財産収入	464	0.0	348	0.0	116	利子及び配当	464	(348)
繰入金	165,806	7.1	157,355	6.7	8,451	保険基金安定繰入金 一般会計繰入金	88,695 77,111	(89,759) (67,596)
繰越金	7,100	0.3	6,778	0.3	322	同 左	7,100	(6,778)
諸収入	10,616	0.5	6,373	0.3	4,243	雑入 延滞金	7,781 2,643	(5,451) (717)
合計	2,325,771	100.0	2,342,782	100.0	△ 17,011			

国民健康保険特別会計歳出決算前年度との比較

平成25年度国民健康保険特別会計歳出 23億930万9千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの		
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)	
総務費	49,100	2.1	102,589	4.4	△ 53,489	一般管理費 賦課徴収費	33,326 7,227	(86,618) (7,659)
保険給付費	1,548,854	67.1	1,569,712	67.2	△ 20,858	一般被保険者療養給付費 退職被保険者等療養給付費 一般被保険者療養費 退職被保険者等療養費 一般被保険者高額療養費 退職被保険者等高額療養費 出産育児一時金	1,267,336 94,033 25,738 1,584 135,210 12,623 5,469	(1,239,798) (126,848) (26,601) (1,906) (137,756) (18,861) (10,761)
後期高齢者支援金等	297,967	12.9	280,096	12.0	17,871	後期高齢者支援金	297,943	(280,075)
前期高齢者納付金等	310	0.0	296	0.0	14	前期高齢者納付金	286	(276)
介護納付金	128,105	5.6	113,286	4.9	14,819	同 左	128,105	(113,286)
共同事業拠出金	231,890	10.0	220,567	9.4	11,323	高額医療費共同事業拠出金 保険財政共同安定化事業拠出金	46,609 185,280	(38,402) (182,164)
保健事業費	18,141	0.8	16,229	0.7	1,912	特定健康診査等事業費	16,993	(13,785)
諸支出名	34,942	1.5	32,907	1.4	2,035	償還金及び還付加算金	34,751	(32,702)
合計	2,309,309	100.0	2,335,682	100.0	△ 26,373			

議第45号

平成25年度王寺町後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について

後期高齢者医療特別会計決算概要

平成25年度決算については、歳入決算額が2億6,140万円、歳出決算額が2億6,027万3千円となり、差引額は、112万7千円で、実質収支額も同額となっております。

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	前年度比(%)
歳入総額	261,400	260,051	1,349	100.5
歳出総額	260,273	258,809	1,464	100.6
歳入歳出差引額	1,127	1,242	△115	90.7
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	1,127	1,242	△115	90.7

後期高齢者医療特別会計歳入決算前年度との比較

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入 2億6,140万円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
後期高齢者医療保険料	209,237	80.0	207,973	80.0	1,264	特別徴収保険料	94,450 (97,281)
使用料及び手数料	7	0.0	13	0.0	△ 6	普通徴収保険料	114,787 (110,692)
繰入金	46,453	17.8	46,813	18.0	△ 360	督促手数料	7 (13)
繰越金	1,242	0.5	1,435	0.5	△ 193	一般会計繰入金	46,453 (46,813)
諸収入	4,461	1.7	3,817	1.5	644	同左	1,242 (1,435)
						保険料還付金	313 (284)
						雑入	4,147 (3,518)
合計	261,400	100.0	260,051	100.0	1,349		

後期高齢者医療特別会計歳出決算前年度との比較

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳出 2億6,027万3千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの		
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)	
総務費	3,143	1.2	4,371	1.7	△ 1,228	一般管理費 徴収費	2,531 612	(3,733) (638)
後期高齢者医療広域連合納付金	252,930	97.2	251,151	97.0	1,779		252,930	(251,151)
保健事業費	4,156	1.6	3,200	1.3	956	健康診査費	4,156	(3,200)
諸支出金	44	0.0	87	0.0	△ 43	保険料還付金	44	(85)
合計	260,273	100.0	258,809	100.0	1,464			

議第46号

平成25年度王寺町下水道事業特別
会計歳入歳出決算の認定について

王寺町下水道事業特別会計決算概要

平成25年度決算については、歳入決算額が8億5,872万8千円、歳出決算額が8億4,992万7千円となり、差引額は880万1千円です。

ここから平成26年度へ繰越すべき財源10万円を差し引いた実質収支額は870万1千円です。

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減 額	前年度比(%)
歳 入 総 額	858,728	839,360	19,368	102.3
歳 出 総 額	849,927	835,921	14,006	101.7
歳 入 歳 出 差 引 額	8,801	3,439	5,362	255.9
翌年度へ繰越すべき財源	100	47	53	212.8
実 質 収 支 額	8,701	3,392	5,309	256.5

下水道事業特別会計歳入決算前年度との比較

平成25年度下水道事業特別会計歳入 8億5,872万8千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの H25決算額 (前年度)
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
使用料及び手数料	264,950	30.9	266,349	31.7	△ 1,399	使用料 264,840 (266,208)
国庫支出金	11,000	1.3	7,721	0.9	3,279	
寄付金	0	0.0	0	0.0	0	
繰入金	425,375	49.5	420,992	50.2	4,383	
繰越金	3,439	0.4	3,194	0.4	245	
諸収入	164	0.0	4	0.0	160	
町債	153,800	17.9	141,100	16.8	12,700	
合計	858,728	100.0	839,360	100.0	19,368	

下水道事業特別会計歳出決算前年度との比較

平成25年度下水道事業特別会計歳出 8億4,992万7千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
下水道事業費	236,863	27.9	231,865	27.7	4,998	H25決算額 (前年度) 174,897 (174,567)
						下水道総務費 流域下水道維持管理負担金等
						下水道建設費 工事請負費等
						流域下水道費 負担金補助及び交付金
公債費	613,064	72.1	604,056	72.3	9,008	元金 427,573 (408,732)
予備費	0		0			利子 185,491 (195,324)
合計	849,927	100.0	835,921	100.0	14,006	

議第47号

平成25年度王寺町墓地取得特別会計
歳入歳出決算の認定について

墓地取得特別会計決算概要

平成25年度決算について、歳入決算額が20千円、歳出決算額が0千円となり、差引額は20千円となっております。

差引額20千円は平成26年度に繰り越しています。

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減 額	前年度比(%)
歳 入 総 額	20	1,328	△ 1,308	1.5
歳 出 総 額	0	1,308	△ 1,308	0.0
歳 入 歳 出 差 引 額	20	20	0	100.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	0.0
実 質 収 支 額	20	20	0	100.0

墓地取得特別会計歳入決算前年度との比較

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの H25決算額 (前年度)
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
1 財産収入	0	0.0	1,308	98.5	△ 1,308	0 (1,308)
2 繰越金	20	0.0	20	1.5	0	20 (20)
合 計	20	0.0	1,328	100.0	△ 1,308	20 (1,328)

墓地取得特別会計歳出決算前年度との比較

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの H25決算額 (前年度)
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
1 墓地取得費	0	0.0	1,308	100.0	△ 1,308	0 (1,308)
合計	0	0.0	1,308	100.0	△ 1,308	0 (1,308)

議第48号

平成25年度王寺町介護保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

介護保険特別会計決算概要 (介護保険事業)

平成25年度決算については、歳入決算額が15億5,222万2千円、歳出決算額が15億5,650万6千円となり、歳入不足額は428万4千円です。

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	前年度比(%)
歳入総額	1,552,222	1,454,785	97,437	106.7
歳出総額	1,556,506	1,466,406	90,100	106.1
歳入歳出差引額	△ 4,284	△ 11,621	7,337	36.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	0.0
実質収支額	△ 4,284	△ 11,621	7,337	36.9

介護保険特別会計(介護保険事業)歳入決算前年度との比較

平成25年度介護保険特別会計(介護保険事業)歳入 15億5,222万2千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
保険料	356,195	22.9	286,998	19.7	69,197	第1号被保険者保険料	356,195 (286,998)
使用料及び手数料	20	0.0	23	0.0	△3	督促手数料	20 (23)
国庫支出金	324,952	20.9	300,933	20.7	24,019	介護給付費負担金 調整交付金 地域支援事業交付金 (介護予防事業) 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	273,607 (250,412) 40,580 (38,265) 679 (2,776) 9,360 (9,480)
支払基金交付金	435,817	28.1	408,002	28.0	27,815	シスターム改修交付金	726 (0)
県支出金	223,111	14.4	220,866	15.2	2,245	介護給付費交付金 地域支援事業交付金 (介護予防事業) 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	434,776 (404,782) 1,041 (3,220) 218,092 (203,027) 339 (1,388)
財産収入	0	0.0	123	0.0	△123	財政安定化基金支出金 利子及び配当金	0 (11,711) 0 (123)

科 目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
繰 入	211,270	13.6	233,659	16.1	△ 22,389	187,025	(173,865)
						介護給付費繰入金	
						地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	297 (1,581)
						地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	5,173 (5,696)
						地域支援事業繰入金 (老人福祉事業)	1,286 (961)
						その他一般会計繰入金	17,488 (15,936)
						介護給付費準備基金繰入金	0 (35,620)
繰 越	0	0.0	1,259	0.1	△ 1,259	0	(1,259)
収 入	857	0.1	2,922	0.2	△ 2,065	95	(75)
						第1号被保険者延滞金	
						第三者納付金	323 (2,560)
						雑入	439 (287)
合 計	1,552,222	100.0	1,454,785	100.0	97,437		

介護保険特別会計(介護保険事業)歳出決算前年度との比較

平成25年度介護保険特別会計(介護保険事業)歳出 15億5,650万6千円

(単位:千円)

科 目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
総 務 費	18,222	1.2	16,246	1.1	1,976	一般管理費 5,288 (2,840) 介護認定審査会費 5,153 (4,895) 認定調査費 6,443 (6,543)
保 険 給 付 費	1,496,515	96.1	1,393,458	95.0	103,057	居宅介護サービス給付費 702,609 (617,237) 施設介護サービス給付費 447,665 (456,947) 居宅介護サービス計画給付費 74,786 (68,382) 地域密着型介護サービス給付費 108,162 (92,640) 介護予防サービス給付費 52,644 (57,026) 介護予防サービス計画給付費 6,922 (7,108) 高額介護サービス費 25,366 (22,270) 特定入所者介護サービス費 56,083 (52,568)
基 金 積 立 金	0	0.0	123	0.0	△ 123	介護給付費準備基金積立金 0 (123)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
地域支援事業費	26,191	1.7	35,966	2.5	△ 9,775	2,036	(2,435)
						二次予防事業費	(7,660)
						一次予防事業費	(1,323)
						総合相談事業費	(9,097)
						包括的・継続的ケアマネジ メント支援事業費	(1,979)
						任意事業費	(961)
						在宅老人福祉事業費	
諸支出金	15,578	1.0	20,613	1.4	△ 5,035	3,696	(20,434)
						償還金	
予備費	0	0.0	0	0.0		繰上充用金	(0)
						同左	(0)
合計	1,556,506	100.0	1,466,406	100.0	90,100		

介護保険特別会計決算概要 (介護サービス事業)

平成25年度決算については、歳入決算額が806万8千円、歳出決算額が719万9千円となり、差引額は86万9千円で、実質収支額も同額となっております。

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減 額	前年度比(%)
歳 入 総 額	8,068	8,392	△ 324	96.1
歳 出 総 額	7,199	7,312	△ 113	98.5
歳 入 歳 出 差 引 額	869	1,080	△ 211	80.5
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	0.0
実 質 収 支 額	869	1,080	△ 211	80.5

介護保険特別会計(介護サービス事業)歳入決算前年度との比較

平成25年度介護保険特別会計(介護サービス事業)歳入 806万8千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
サービス収入	6,972	86.4	7,159	85.3	△ 187	居宅介護予防サービス 計画費収入	6,972 (7,159)
繰入金	0	0.0	0	0.0	0	一般会計繰入金	0 (0)
諸収入	16	0.2	26	0.3	△ 10	雑入	16 (26)
繰越金	1,080	13.4	1,207	14.4	△ 127	同 左	1,080 (1,207)
合計	8,068	100.0	8,392	100.0	△ 324		

介護保険特別会計(介護サービス事業)歳出決算前年度との比較

平成25年度介護保険特別会計(介護サービス事業)歳出 719万9千円

(単位:千円)

科 目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの H25決算額 (前年度)
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
総 務 費	1,710	23.8	1,836	25.1	△ 126	一般管理費 1,710 (1,836)
サービス事業費	5,489	76.2	5,476	74.9	13	居宅介護予防サービス事業費 5,489 (5,476)
繰 出 金	0	0.0	0	0.0	0	他会計繰出金 0 (0)
合 計	7,199	100.0	7,312	100.0	△ 113	

議第49号

平成25年度王寺町水道事業会計決算
の認定について

王寺町水道事業会計決算概要(収益的収支)

平成25年度決算については、収益的収入決算額が5億9,333万5千円、収益的支出決算額が5億73万7千円となり、差き額は9,259万8千円です。

収入・支出額より消費税を差し引いた実質収支額は9,012万2千円です。

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減 額	前年度比(%)
収益的収入総額	593,335	593,671	△ 336	99.9
収益的支出総額	500,737	507,530	△ 6,793	98.7
収益的収支差引額	92,598	86,141	6,457	107.5
実質収支額	90,122	80,696	9,426	111.7

水道事業会計収益的收入決算前年度との比較

平成25年度水道事業会計収益的收入 5億9,333万5千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの		
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)	
水道事業収益	593,335	100.0	593,671	100.0	△ 336	585,513	(586,945)	
						給水収益	581,899	(581,829)
						有収水量 2,384,525m ³		
						営業外収益	7,822	(6,725)
合 計	593,335	100.0	593,671	100.0	△ 336			

水道事業会計収益的支出決算前年度との比較

平成25年度水道事業会計収益的支出 5億73万7千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
水道事業費用	500,737	100.0	507,530	100.0	△ 6,793	営業費用 483,208 (493,330) ・受水費 192,812 (216,090) 泉水受水費 1,270,000m ³ (基準水量)×130円 205,892m ³ (超過水量)×90円 ・修繕費 26,965 (19,684) 原水及び浄水費 14,910 (9,107) 配水及び給水費 9,858 (10,047) 総係費 2,197 (530) ・動力費 36,886 (31,798) ・原価償却費 91,878 (96,195) 営業外費用 17,161 (13,736) ・支払利息 5,748 (6,134)
合計	500,737	100.0	507,530	100.0	△ 6,793	

王寺町水道事業会計決算概要(資本的収支)

平成25年度決算については、資本的収入決算額が1億7,670万9千円、資本的支出決算額が1億3,159万2千円となり、差引額は4,511万7千円です。

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減 額	前年度比(%)
資本的収入総額	176,709	131,063	45,646	134.8
資本的支出総額	131,592	195,959	△ 64,367	67.2
資本的収支差引額	45,117	△ 64,896	110,013	-69.5

水道事業会計資本的収入決算前年度との比較

平成25年度水道事業会計資本的収入 1億7,670万9千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの	
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		H25決算額	(前年度)
資本的収入	176,709	100.0	131,063	100.0	45,646	工事負担金 新設加入金	66,979 (66,034)
						国庫補助金	10,041 (15,168)
						第2浄水場低区配水池緊急遮断弁設置工事補助金	
						投資償還金	99,689 (49,861)
						5年公債満期に伴う償還金	
合計	176,709	100.0	131,063	100.0	45,646		

水道事業会計資本的支出決算前年度との比較

平成25年度水道事業会計資本的支出 1億3,159万2千円

(単位:千円)

科目	平成25年度		平成24年度		増減額(千円)	主なもの
	決算額(千円)	構成比(%)	決算額(千円)	構成比(%)		
資本的支出	131,592	100.0	195,959	100.0	△ 64,367	H25決算額 (前年度) 118,406 (183,159) ・浄水施設改良費 55,531 (119,699) ・委託料 24,822 (4,106) 第1浄水場耐震化計画策定 ・工事請負費 30,709 (115,593) 第2浄水場低区配水池緊急遮断弁設置工事 ・配水設備改良費 43,899 (61,137) ・工事請負費 34,040 (60,192) 配水管路整備工事 工事延長425.5m 企業償還金 13,186 (12,800) 起債の償還
合計	131,592	100.0	195,959	100.0	△ 64,367	

議第50号 平成26年度王寺町一般会計補正予算(第2号)の概要

<補正額>

補正前予算額	7,636,534千円
補正額(2号)	+334,107千円
補正後予算額	7,970,641千円

<歳入 款別の主な補正理由>

○地方特例交付金 +3,352千円

交付決定額 19,626千円－当初予算額 16,274千円＝+3,352千円

○地方交付税 +48,181千円

・普通交付税(+48,181千円)

交付決定額 1,448,181千円－当初予算額 1,400,000千円＝+48,181千円

○国庫支出金 +7,532千円

・障害児通所支援給付費負担金(+5,720千円)

事業費 11,441千円×補助率 1/2＝補正額+5,720千円

・臨時福祉給付金事務費補助金(+1,738千円)

事業費 1,738千円×補助率 10/10＝補正額+1,738千円

○県支出金 +15,923千円

・障害児通所支援給付費負担金(+2,860千円)

事業費 11,441千円×補助率 1/4＝補正額+2,860千円

・活力あふれる市町村応援補助金(+5,123千円)

町内防犯灯設置補助(LED化)分 +1,413千円

地域集会所等補助(向ヶ丘自治会館改修)分 +2,044千円

雪丸ロード整備事業分 +1,666千円

・避難所機能緊急強化事業補助金(+287千円)

要援護者に配慮した食料整備に係る県補助金

備蓄食料購入費(当初予算計上)861千円×補助率 1/3＝287千円

・精神障害者医療費補助金(+1,779千円)

事業費 3,559千円×補助率 1/2＝補正額+1,779千円

・県民税徴収取扱費委託金(+5,565千円)

個人住民税還付における県民税分

○繰入金 +5, 146千円

- ・公共施設整備基金 (+5, 146千円)
南元町宅地開発地内の町有地草刈委託に充当。
(平成19年度に南元町宅地開発に係る寄附金2億円を積み立て)

○繰越金 +252, 829千円

- ・前年度繰越金 (+252, 829千円)
前年度決算剰余金 252, 839千円 - 当初予算額 10千円 = +252, 829千円

○諸収入 +1, 047千円

- ・スポーツ振興くじ助成金 (+648千円)
和マラソン大会分 +648千円

<歳出 款別の主な補正理由>

○議会費 △3, 276千円

- ・議員報酬及び期末手当 (△3, 015千円)
現職議員1名逝去に伴う人件費の減額。
- ・職員人件費 (△261千円)

○総務費 +137, 724千円

- ・町有地草刈委託 (+5, 146千円)
南元町宅地開発地の町有地(法面、約33,800㎡)の草刈を委託。
- ・財政調整基金積立金(元金)(+129, 256千円)
- ・町内防犯灯設置補助金(+14, 663千円)
自治会の維持管理の負担軽減と、環境に配慮した取り組みとして、自治会設置の防犯灯のLED化に要する費用について、平成26年度からの3年間に限り、補助率の引き上げ(2/3→3/4)を実施したところ、平成26年度で取り組まれる意向の自治会が多い(38自治会)ことから、増額する。
支出見込額 23, 263千円 - 当初予算額 8, 600千円 = 補正額 +14, 663千円
- ・地域集会所等補助(△9, 536千円)
フォレストフィールド畠田自治会館の建設見送りに伴う減額 △10, 000千円
向ヶ丘自治会館改修に係る工事費の確定による増額 +464千円
- ・過年度還付金(個人住民税)(+13, 908千円)
個人住民税において、平成25年分所得税確定申告で、過年度の株式等譲渡所得に係る繰越損失を計上されたことにより、過年度還付が発生。
- ・職員人件費及び臨時職員等賃金(△14, 890千円)

○民生費 +22,627千円

・障害児通所給付費（+11,441千円）

新規事業所が開設（4月に奈良市内1箇所、5月に町内1箇所）されたことに伴い、利用者数が当初予算編成時の19名から14名増加し、33名になったことによる給付費の増額。

・精神障害者医療費助成の新設（+3,635千円）

既に実施済の精神科通院医療費助成に加え、新たに、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者（所得制限なし）を対象に、平成26年10月診療分から、診療科を問わず、通院・入院に要する医療費助成を開始する。

※ 受給者負担

通院及び2週間未満の入院の場合：1医療機関につき月額500円

2週間以上入院の場合：1医療機関につき月額1,000円

（扶助費）3,559千円

1級：年額（県試算）117,000円×35人×4/12ヵ月=1,365千円

2級：年額（県試算）94,000円×70人×4/12ヵ月=2,194千円

（助成金支出は受診の2ヶ月後）

・介護保険特別会計繰出金（+627千円）

介護保険システム改修に要する経費等に係る繰出金の増額。

〔・臨時福祉給付金事務費（+1,738千円）

・子育て世帯臨時特例給付金事務費（+51千円）

当初予算編成時には、国の詳細な方針が決まっていなかったことから、給付作業に必要なアウトソーシング委託料、口座振替手数料などの事務費を補正計上。

・職員人件費及び臨時職員賃金（+3,226千円）

○衛生費 +17,188千円

・水痘ワクチン予防接種費用助成の新設（+7,190千円）

平成26年10月から、1～2歳児（平成26年度に限り3～5歳児も対象）が受ける水痘ワクチン予防接種について、その費用の全額を助成する。

（委託料）@10,144円×（1～5歳児数992人×接種率70%）≒7,051千円

・成人用肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成の新設（+4,944千円）

平成26年10月から、満65歳以上の方が受ける肺炎球菌ワクチン予防接種について、その費用の一部（接種費用8,094円のうち助成額4,094円）を助成する。

<定期接種対象者>

満65歳の方

満70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方（平成30年度まで）

満101歳以上の方（平成26年度に限る）

委託料 @4,094円×（対象者1,445人×接種率50%）≒2,960千円

※なお、上記以外でも60歳以上から65歳未満で、

心臓等に障害を有する方も対象となる。

<任意接種対象者>

満65歳以上で上記以外の方

扶助費 @4,000円×(対象者4,539人×接種率10%)=1,816千円

- ・ 収集車購入 (+6, 576千円)
収集車1台(平成13年度購入)を廃車、買い替え。
- ・ 職員人件費 (△2, 170千円)

○農林商工費 +12, 870千円

- ・ 地域交流センター内 雪丸展示コーナー設置工事 (+2, 160千円)
王寺町観光・広報大使である「雪丸」のPRと、地域交流センターの賑わい創出のため、地域交流センター受付カウンター前に「雪丸展示コーナー」を設置する。
- ・ 職員人件費及び臨時職員賃金 (+10, 382千円)

○土木費 +20, 170千円

- ・ 明神山山頂東屋設置工事 (+1, 118千円)
雨天時の退避施設として、明神山山頂に東屋を設置する。
- ・ 明神山山頂景色案内板補修工事 (+844千円)
明神山山頂の展望デッキに設置している景色案内板について、色落ちが激しいことから再塗装するとともに、あべのハルカス、高見山、比叡山の表示を新たに追加する。
- ・ 公園内電波時計建柱工事 (+1, 468千円)
王寺スカイヒルズ自治会からの要望を受け、開発区域内の公園3箇所に電波時計を設置する。
- ・ 町営住宅修繕費 (+3, 685千円)
桃山住宅及び大田口住宅で、雨漏りによる大きな修繕が生じたこと、また、今後の退居時の室内の復旧費用などが見込まれるため。
- ・ 職員人件費 (+13, 055千円)

○教育費 +12, 389千円

- ・ 文化財保存事業費補助金 (+152千円)
県指定文化財である達磨寺方丈の小修理に対し、王寺町文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき町補助金(事業費の1/4)を交付する。
※別途、県から達磨寺への直接補助あり(事業費の1/2)
- ・ 職員人件費及び臨時職員賃金等 (+12, 237千円)

○公債費 + 1 1 4, 2 8 1 千円

- ・起債定時償還（元金）（+ 1 1, 6 2 7 千円）
- ・ " （利子）（△ 6, 5 2 8 千円）

平成 2 5 年度の新規発行債の定時償還額の確定と、平成 1 5 年度借入債が借入後 1 0 年目の利率見直しにより償還額に変更が生じたため。

- ・起債繰上償還（元金）（+ 1 0 9, 1 8 2 千円）

民間金融機関から借入している起債のうち、繰上償還時に違約金が生じない起債で、利率の高いものから繰上償還を実施。

議第51号 平成26年度王寺町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)の概要

<補正額>

補正前予算額	2,360,000千円
補正額(1号)	19,081千円
補正後予算額	2,379,081千円

<歳入款別の補正理由>

○前期高齢者交付金 交付額の確定	△242千円
○繰越金 前年度からの繰越金	+16,452千円
○諸収入 ・雑入+2,871千円 資格喪失後受診における療養給付費返還金	+2,871千円

<歳出款別の補正理由>

○後期高齢者支援金 納付額の確定	+113千円
○前期高齢者納付金 納付額の確定	+17千円
○介護納付金 納付額の確定	△128千円
○諸支出金 ・償還金・還付加算金(+19,079千円) 国庫補助金精算	+19,079千円

議第52号 平成26年度王寺町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）の概要

<補正額>

補正前予算額	281,800千円
補正額（1号）	1,116千円
補正後予算額	282,916千円

<歳入款別の補正理由>

○繰越金	+1,116千円
前年度からの繰越金	

<歳出款別の補正理由>

○後期高齢者広域連合納付金	+1,116千円
前年度保険料送達分	

議第53号 平成26年度王寺町介護保険特別会計補正予算 (第2号)の概要

介護保険事業

<補正額>

補正前予算額	1,676,500千円
補正額(2号)	9,847千円
補正後予算額	1,686,347千円

《歳入 款別の補正理由》

○保険料 +8,172千円

- ・当初調定の確定による(特別徴収)
- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る21%分(特別徴収)

○国庫支出金 +724千円

- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る20%分(介護給付費負担金)
- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る5%分(調整交付金)
- ・介護保険システム改修費に係る1/2分(システム改修交付金)

○支払基金交付金 +226千円

- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る29%分

○県支出金 +98千円

- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る12.5%分

○繰入金 +627千円

- ・高額医療合算介護サービス費増額に係る12.5%分
- ・介護保険システム改修費に係る1/2分

議第54号 王寺町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する 条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

標記条例においては、無償貸付け又は減額貸付けにつき、普通財産の場合のみを規定していることから、行政財産の無償貸付け等の要件を追加するため、所要の改正を行うものである。

2 概要

- (1) 行政財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定により貸し付け、又は私権を設定する場合には、無償又は時価よりも低い金額で貸し付け、又は私権を設定することができること。
- (2) その他条項の整理、法制執務上の文言整理等の所要の改正を行うこと。

3 施行期日

公布の日

議第55号 王寺町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を 改正する条例について

1 趣旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）が公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正が行われるため、同法を引用している標記条例について必要な改正を行うもの

母子及び寡婦福祉法改正

2 改正概要

(1) 引用している法律の名称について

「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改称

(2) 助成要件である「配偶者のない男子」の定義について

「母子及び寡婦福祉法」第17条に「配偶者のない女子」に相当する「男子」が定義されており、現行は、この条項を引用し、条例において「配偶者のない男子」を定義しているが、今回の「母子及び寡婦福祉法」の改正により、同法第6条に「配偶者のない女子」と同様、「配偶者のない男子」の定義が明記されるため、この条文を引用するよう改正する。

3 施行期日

平成26年10月1日

議第56号 王寺町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「一部改正法」という。）が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行される。この法改正により、本条例中に引用されている法律の名称を変更する等の必要な改正を行う。

2 改正内容

- (1) 条例中に引用されている法律の題名を改める。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

↓

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」

- (2) 支援給付の額の算定の対象となる配偶者が特定配偶者に限定されたこと及びそれに伴う経過措置が設けられたことに関する改正

- 一部改正法により、特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象となる配偶者を「特定配偶者（特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実婚を含む。）である者）」に限定されることとなった。

※ 「特定配偶者」…… 特定中国残留邦人等（永住帰国した中国残留邦人等（60歳以上の者に限る。）であって昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国したもの）が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実婚を含む。）である者

- ただし、この支援給付の実施に関しては、一部改正法の施行の際現に改正前の同法の規定により支援給付を受けている配偶者であって、特定配偶者に該当しないものに対しては、従前の例による等、必要な経過措置が定められている。
- 本条例中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付」と規定されている部分について、この引用規定のままでは、経過措置によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、文理上そこから除かれてしまうこととなるため、法の題名の改正と併せて、改正後の法第14条第1項に規定する支援給付に当該なお従前の例によることとされた支援給付が含まれる旨の規定を加える改正を行うものである。

3 施行期日

平成26年10月1日

議第57号 王寺町道路線の認定について

- 1 王寺町本町3丁目1330—69番地他において、中村西4号線から中村西7号線及び池ノ原東9号線について、道路法第8条第2項の規定による道路線の認定
- 2 供用開始日
平成26年10月1日

議第58号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

1 趣旨

平成26年3月31日をもって解散した西和消防組合の決算を、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、議会の認定に付するもの

2 決算の内容

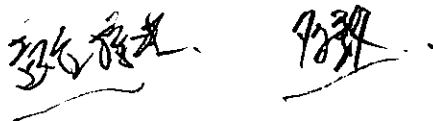
別添資料「平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の概要」参照

3 参考法令

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。



○ 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）

第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

④ (略)

〔行政実例〕

一部事務組合の解散に伴う決算は、令第5条を準用し、旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、構成団体の監査委員がこれを監査し、構成団体の議会がこれを認定する。

(昭和二十七、八、九、自行行発第二十五号)

昭和. 577.499.799. -
人. 1.409.113.526.
32. 68.239.505. -
合計. 435.891. 707.

議第59号 王寺町庁舎耐震改修工事の請負契約について

1 工事名

王寺町庁舎耐震改修工事

2 趣旨

被災時に災害対策本部の設置場所になり得る本町役場庁舎の耐震性能向上を図るため実施するもので、王寺町庁舎耐震改修工事实施設計業務の完了により、同施設の耐震改修工事を実施するもの

3 事後審査型条件付一般競争入札の結果（8月22日）

村本建設㈱奈良本店	1億5千990万円
大日本土木㈱奈良営業所	1億6千100万円

⇒ 書類審査の結果、村本建設㈱奈良本店が1億7千269万2千円で落札

4 契約金額 1億7千269万2千円（内消費税1千279万2千円）

総額 1億7千269万2千円
2/22